

電子提供措置の開始日 2023年6月2日

第2回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

[事業報告]

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

[連結計算書類]

連結持分変動計算書
連結注記表

[計算書類]

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
会計監査人の監査報告書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。

サイグループホールディングス株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	新株予約権の行使期間	新株予約権の主な行使条件	保有状況
2021年第1回発行新株予約権	10個	当社普通株式 2,000株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 979,000円 (1株あたり 4,895円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2043年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 10個 (3名)
2021年第2回発行新株予約権	8個	当社普通株式 1,600株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 911,000円 (1株あたり 4,555円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2044年 8月11日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 8個 (3名)
2021年第3回発行新株予約権	8個	当社普通株式 1,600株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 1,098,200円 (1株あたり 5,491円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2045年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 8個 (3名)
2021年第4回発行新株予約権	8個	当社普通株式 1,600株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 1,265,600円 (1株あたり 6,328円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2046年 7月12日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 8個 (4名)
2021年第5回発行新株予約権	10個	当社普通株式 2,000株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 895,600円 (1株あたり 4,478円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2047年 7月12日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 10個 (4名)
2021年第6回発行新株予約権	14個	当社普通株式 2,800株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 701,400円 (1株あたり 3,507円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2048年 7月11日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 14個 (4名)
2021年第7回発行新株予約権	33個	当社普通株式 6,600株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 879,000円 (1株あたり 4,395円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2049年 7月10日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 33個 (4名)

区分	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使価額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有状況
2021年第8回 発行新株予約権	33個	当社普通株式 6,600株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 714,600円 (1株あたり 3,573円)	株式1株あたり 1円	2021年4月1 日から2050年 7月8日まで とする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 33個 (4名)
2022年7月 発行新株予約権	152個	当社普通株式 30,400株 (新株予約権 1個につき 200株)	新株予約権 1個あたり 551,800円 (1株あたり 2,759円)	株式1株あたり 1円	2022年7月1 2日から2052 年7月11日ま でとする	(注) 2.	取締役 (社外取締役を除く) 152個 (4名)

(注) 1. 当社は、2020年12月21日開催の沢井製薬株式会社臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に沢井製薬株式会社が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が発行されています。

2. 新株予約権の主な行使条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ロ. 新株予約権者が、行使期間終了日の1年前までに地位喪失日を迎えなかった場合は、その日から行使期間終了日の間に、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区 分	2022年7月発行新株予約権
発行決議の日	2022年6月24日
新株予約権の数	110個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 22,000株 (新株予約権 1 個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個あたり551,800円 (1 株あたり2,759円)
新株予約権の行使価額	株式 1 株あたり 1 円
新株予約権の行使期間	2022年7月12日から2052年7月11日までとする
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる
交付状況	当社執行役員91個 (11名)、子会社執行役員19個 (3名)

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、記載内容は、2023年4月24日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。

また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、「なによりも健やかな暮らしのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員挙げて「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- ロ. 指名・報酬等ガバナンス委員会を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任の強化に努める。
- ハ. グループコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を実施するほか、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努める。
- ニ. 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
- ホ. 社長直轄のグループ経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。
- ヘ. 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
- ロ. 「内部者取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。
- ハ. グループ情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産に対する脅威及び脆弱性を踏まえたリスク分析、対策の実施、モニタリング及び改善を行うとともにグループ全体の情報セキュリティマネジメントの円滑な遂行を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. グループリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
 - ロ. グループ各社の製品やサービスの品質及び安全性に関しては、「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
 - ハ. 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- 二. 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、グループ経営監査室がその評価を行う。
- ホ. 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
 - ロ. 取締役会は3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行う。また、グループ戦略会議を3か月に1回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
 - ハ. 中期経営計画に基づくグループ各社の事業計画を策定し、取締役・執行役員を中心に構成されるグループ戦略会議においてその進捗管理を行う。
- 二. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
- ホ. 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティを巡る課題に対する取り組み事項についてグループガバナンス会議又は取締役会へ提言又は報告するほか、グループガバナンス会議又は取締役会からのサステナビリティに関する諮問事項に対する審議・報告を行う。
- ロ. 子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ各社に対し、当社の「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシーの整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。
- ハ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な

報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。

二. グループ経営監査室は、定期的の子会社監査を実施する。

ホ. 監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役が補助使用人を求めた場合、グループ経営監査室のメンバーが兼務して対応する。

ロ. 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。

ハ. 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。

ロ. 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。

ハ. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。

二. 取締役の不正行為の通報は、当社グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. グループ経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。

ロ. 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査への立会や監査講評への出席等を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。

ハ. 監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① グループガバナンス会議を事業年度末に開催し、「業務の適正を確保するための基本方針」その他ガバナンスに関する当社グループの基本方針及びこれらの方針に基づく当事業年度における運用状況の確認及び審議を行うとともに、取締役会に対する報告・提言を行いました。
- ② グループリスクマネジメント委員会を2回(6月・12月)開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。6月に沢井製薬株式会社生産本部による製造現場におけるリスクマネジメントの研修会を開催し、12月には沢井製薬株式会社営業本部によるロジスティクスやプロモーション等にかかるリスクマネジメントの研修会を開催いたしました。
- ③ グループコンプライアンス委員会を4回開催するとともに、役職員を対象に入社時研修や各種の啓発活動を行い、法令遵守や企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。全社員を対象にeラーニングによる研修を4回実施いたしました。
- ④ グループ情報セキュリティ委員会を3回開催するとともに、社員教育としてeラーニング3回、全社員向けに標的型メール攻撃訓練を2回、担当者向け教育として外部講師によるサイバー犯罪の対策講義、外部機関による情報セキュリティアセスメントを実施しました。また、情報セキュリティ管理・対策が適切に実施されていることの客観的な証明としてグループIT部にてISMS認証を取得しました。引き続き情報管理の徹底を図ってまいります。
- ⑤ グループサステナビリティ委員会を2回(沢井製薬株式会社のサステナビリティ委員会を含めると4回)開催し、マテリアリティやTCFDの審議を行ったほか、地球環境チーム、社会貢献チーム、ガバナンスチームが行うサステナビリティを巡る課題への対応・取り組みを指示・支援するとともに取締役会への報告・提言を実施いたしました。
- ⑥ 品質及び安全性に関する業務を効果的かつ適切に遂行するため、グループポリシーに基づく「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」を改定し、両方針に基づき業務を行っております。
- ⑦ 「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置や新旧の入替等を実施してきました。新型コロナウイルス感染症対応として、本年度はグループ危機管理本部長より運営方針変更など6回、グループ危機管理本部事務局より注意喚起として2回、全社員向けに通達を発信し感染予防・感染拡大防止に努めております。
- ⑧ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。また、内部統制委員会を2回実施し、内部統制レベルの維持・向上を図っております。
- ⑨ 取締役会を13回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、グループ戦略会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。

- ⑩ 「指名・報酬等ガバナンス委員会」を8回開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員の報酬に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
- ⑪ グループ会社に対して、会議を通じて「企業理念」、「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。2022年度は、「Sawai Group Anti Bribery and Corruption Policy」を整備しました。
- ⑫ 監査役は、重要な会議への出席、会計監査人との定期的な会合、グループ経営監査室との連携並びに代表取締役及び社外取締役との定期的な情報交換等を行うとともに、監査役会を13回開催し、監査方針・監査計画の決定及び内部統制システムの整備・運用状況の検討等を行いました。

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社の前身であり、当社グループの中核会社である沢井製薬は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、当社グループの中核事業であるジェネリック医薬品製造販売業にとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取り組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

①中期経営計画及び長期ビジョンの達成

2030年度の目標として描いた長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」及び2024年までの中期経営計画「START 2024」に掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

<長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」>

創りたい世界像： より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して生き
活きと暮らせる世界

ありたい姿： 個々のニーズに応じた科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供すること
で、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社

<中期経営計画「START 2024」の3つの柱>

・国内ジェネリック医薬品市場におけるシェアの拡大

(1) 新製品の売上増加

(2) 安定供給力の強化

・米国事業における将来の成長に向けた事業投資

・新たな成長分野の開拓

(1) デジタル・医療機器事業

(2) オーフアン医薬品事業

(3) 健康食品事業

②コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

1. 株主の権利・平等性の確保

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

3. 適切な情報開示と透明性の確保

4. 取締役会等の責務

5. 株主との対話

③株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主協働の利益の継続的確保・向上を図ります。

連結持分変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
当期首残高	10,000	73,672	98,709	△2	7,688	190,067	10,016	200,083
当期利益			12,667			12,667	169	12,836
その他の包括利益					4,457	4,457	909	5,367
当期包括利益計	－	－	12,667	－	4,457	17,125	1,078	18,203
配当		△2,846	△2,846			△5,693		△5,693
資本剰余金から利益剰余金への振替		△33,112	33,112			－		－
株式報酬取引					145	145		145
所有者との取引額合計	－	△35,959	30,266	－	145	△5,548	－	△5,548
当期末残高	10,000	37,714	141,642	△2	12,289	201,643	11,095	212,738

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる記載及び開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 沢井製薬株式会社
メディサ新薬株式会社
化研生薬株式会社
トラストファーマテック株式会社
Sawai America Holdings Inc.
Sawai America LLC
Upsher-Smith Laboratories, LLC

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

5. 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額並びに偶発資産及び負債の開示に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積りの変更は、見積りが見直され影響を受ける将来の期間に認識されます。

会計方針の適用及び連結計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積り、判断及び仮定は、次のとおりであります。

- ・ 収益認識における変動対価の測定（注記Ⅰ. 6. (4) 参照）
- ・ 無形資産の減損テスト（注記Ⅰ. 6. (1) ②及び注記Ⅲ.参照）

6. 会計方針に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しております。使用权資産の減価償却は、リース期間の終了時までには所有権が移転しない限り、リース期間又は耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法に基づいて計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は、次のとおりであります。

- | | |
|-------------|-------|
| ・ 建物及び構築物 | 2～50年 |
| ・ 機械装置及び運搬具 | 2～20年 |
| ・ 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は、少なくとも期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

〈1〉 仕掛中の研究開発

仕掛中の研究開発は、開発段階にある製品に関連する無形資産であります。当該資産は未だ使用可能な状態にないため償却されず、年次及び減損の兆候がある場合はその都度減損テストを実施します。プロジェクトの事業性の悪化又は開発の中止が生じた場合、当該資産は回収可能価額まで減額され、減損損失が連結純損益計算書の研究開発費に認識されます。開発プロジェクトが正常に完了すると、当該資産は仕掛中の研究開発から製品に係る無形資産に振り替えられます。

〈2〉 製品に係る無形資産

製品に係る無形資産は、見積耐用年数（6年から10年）にわたって定額法で償却されます。減損の兆候がある場合、それぞれの製品に係る無形資産の回収可能価額が見積もられ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額は回収可能価額まで減額され、減損損失が純損益に認識されます。製品に係る無形資産のうち当社グループで開発されたものに係る償却費及び減損損失は連結純損益計算書の研究開発費に認識されます。また個別に取得した無形資産及び企業結合で取得した無形資産に係る償却費及び減損損失は連結純損益計算書の販売費及び一般管理費に認識されます。

〈3〉 商標権

商標権は、当社グループの連結子会社であるUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という。）の取得に関連して取得した商標権であります。当社グループでは、前連結会計年度に当該商標権の全額について減損損失を認識いたしました。

〈4〉 ソフトウェア

ソフトウェアは、見積耐用年数（3年から5年）にわたって定額法で償却されます。償却費はソフトウェアの機能に応じて連結純損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費並びに研究開発費に認識されます。

③ 非金融資産の減損

当社グループでは、期末日現在で、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産の減損の兆候を評価しております。

減損の兆候がある場合又は年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産又は資金生成単位については、期末日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、純損益として認識しております。

④ リース

〈1〉リースの定義

当社グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含むと判断しております。

〈2〉借手としてのリース

リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。ただし、短期リース及び少額資産のリースについては使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しており、原則としてリース料をリース期間にわたり定額法で費用として認識しております。

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を割引率として使用しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。指標又は利率の変更に伴い将来の支払リース料に変動が生じた場合、残存価額保証の見積りに変更が生じた場合、購入、延長あるいは終了のいずれかの選択権を行使するかの判断を変更した場合には、再測定しております。

使用权資産は取得原価で当初測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定のコスト、リース開始日以前に支払ったリース料（リース・インセンティブ調整後）、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額で構成されております。当初認識後は原価モデルを採用し、リース期間と使用权資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。使用权資産の見積耐用年数は、原資産の耐用年数と同じ基準で決定されます。

連結財政状態計算書において、使用权資産は有形固定資産に、リース負債はその他の金融負債（流動及び非流動）に含まれております。

〈3〉セール・アンド・リースバック

当社グループは、セール・アンド・リースバック取引に関し、資産の譲渡が売却として会計処理されるかを判断するため、履行義務がいつ充足されるのかを検討しております。通常、法的所有権が買手である貸手に移転し、買戻し契約が存在しないかどうかを検討しております。

資産の譲渡が売却である場合、当社グループは原資産の認識を中止し、リースバックから生じた使用权資産を、原資産の従前の帳簿価額のうち当社グループが保持する使用权の割合で算定された額で認識しております。買手である貸手に移転した権利に係る利得又は損失は純損益に認識しております。

⑤ 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく売却により回収が見込まれ、現状で直ちに売却することが可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約しており、1年以内に売却が完了する予定である非流動資産は、売却目的保有に分類されます。売却目的保有に分類された資産は、帳簿価額と処分費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、分類時に発生する減損損失（又は戻入れ）については純損益として認識しております。売却目的で保有する資産に分類された有形固定資産又は無形資産は減価償却又は償却を行いません。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は主として、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品から構成されております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費、及びその他関連する製造費用が含まれております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性証券の双方を生じさせる契約をいいます。当社グループでは、契約上の当事者となった時点で金融資産及び金融負債を当初認識しております。なお、当社グループはデリバティブ資産及びデリバティブ債務を保有しておりません。

① 金融資産

〈1〉 当初認識及び測定

全ての金融資産は購入した場合その取引日に当初認識しております。原則として、（後述の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き）金融資産は公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。ただし、売上債権など重要な資金調達要素が含まれていない金融資産については取引価格で当初測定しております。

金融資産は、当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

(a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産に分類されない場合、以下の条件がともに充足されれば、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記に該当しない場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、負債性金融商品である金融資産のうち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しておらず、償却原価で測定する金融資産を保有しております。

(b) 資本性金融商品である金融資産

当社グループは、保有する全ての資本性金融商品である金融資産について、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産とする取消不能の選択を行いました。トレーディング目的の金融資産は保有しておりません。

〈2〉 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却、減損及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動額は、純損益に認識しております。また、資本性金融商品である金融資産の公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得又は損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。

〈3〉 減損

当社グループでは、(a)売上債権及び契約資産、並びに(b)売上債権及び契約資産を除くその他の負債性金融資産に関して、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

(a) 売上債権及び契約資産

当社グループは当該資産について、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

(b) 売上債権及び契約資産を除くその他の負債性金融資産

当社グループは当該資産について、12か月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、当該資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かについて、当社グループは過度のコストや労力をかけずに入手可能で、目的適合性があり合理的で裏付け可能な関連情報を考慮しております。これには、当社グループの過去の経験や十分な情報に基づいた信用評価に基づく定量的情報と定性的情報及び分析が含まれ、将来的な情報も含まれます。

当社グループは、合理的な理由なく期日を経過した金融資産については、過去より債務不履行リスクが増大することから、そのような場合に信用リスクが著しく増大していると判断しております。さらに、当社グループでは次の観察可能な情報に基づいて、債務者に支払遅延の兆候があれば金融資産が債務不履行に陥っていると判断しております。

- ・ 債務者の著しい財政的困難
- ・ 契約違反
- ・ 債務者の倒産又はその他の財政的な再編を行う可能性が高いこと

当社グループでは、債務不履行の生じた金融資産は信用減損しているものと判断しております。

予想信用損失は、信用損失を発生確率で加重平均した見積りであります。信用損失は、キャッシュ不足額全額（すなわち、契約に従って企業に支払われるべきキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると予想するキャッシュ・フローの差額）の現在価値で測定しております。予想信用損失は金融資産の実効金利で割り引いております。

〈4〉 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融負債

〈1〉 認識及び測定

当社グループは、全ての金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しております。金融負債は、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得又は損失は、金融収益又は金融費用として純損益で認識しております。

〈2〉 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

当社グループでは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を連結財政状態計算書上に表示しております。

(4) 収益の認識基準

当社グループは、ジェネリック医薬品を、日本及び米国の卸売業者、販売会社、小売店などに販売することにより収益を獲得しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識しております。製品及び商品に係る支配は通常、顧客が製品を受領した時点で移転されます。認識される収益の金額は、製品及び商品と引き換えに受領が見込まれる対価を反映した金額に基づいております。

当該対価は、固定金額のほか変動対価も含まれております。変動対価は、重大な戻入が生じない可能性が高い場合にのみ認識しております。変動対価の主要な要素は以下のとおりであります。

① リベート及びチャージバック

リベートとは、顧客に付与された、予め決定された販売数量の達成等の条件に応じて当社グループが支払うインセンティブ・プログラムであります。また米国で提供されるチャージバックとは、特定の製品について当社グループが卸売業者の顧客と合意した売買価格と当社グループが卸売業者に請求した金額との差額を補償するため、特定の卸売業者に対して実施する支払プログラムであります。リベート及びチャージバックは、個別の契約合意事項に従い支払われ、売上収益から控除する形で計上されます。

リベート及びチャージバックに係る負債は過去実績に基づいて見積もられ、関連する売上収益が認識される時点で計上されます。チャージバックに係る負債は、当社グループが卸売業者に販売する時点と当社グループが卸売業者に支払う時点との間にタイムラグがあるため、卸売業者への販売時点で将来のチャージバックの支払率を見積もることにより計算されます。将来のチャージバックの支払率を見積もる際に用いる仮定には、当社グループの製品が最終的にどの卸売業者の顧客に販売されるのかを推定することが関連します。

連結財政状態計算書上、リベートに係る負債は返金負債として、チャージバックに係る負債は売上債権及びその他の債権から控除する形で、それぞれ表示されます。

② 返品

当社グループでは、回収対象品などの一部製品及び商品の返品を受け入れております。返品に係る負債は、過去の返品率に請求金額を乗じた金額に基づき、販売から返品までのタイムラグ、取引先の保有する当社グループ製品の見積在庫数量等の要因を勘案して見積られ、収益から控除する形で返金負債として認識されます。なお、返品される製品は原則として廃棄されるため、資産として認識しておりません。

(5) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を計上しております。当社グループの引当金は、主に補償損失引当金及び製品安全性評価引当金で構成されております。

(6) 従業員給付

当社グループは、退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。当該制度のもと、当社グループは事業主として一定額の掛金を独立した運営機関に拠出するとともに、従業員も一定額の掛金を拠出します。従業員の退職給付に充てるために必要な資産がない場合、当社グループは追加の支払いを行う法的又は推定的義務を負いません。確定拠出型の退職給付費用は、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

短期従業員給付については、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として計上しております。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建金銭債権債務は、決算日の為替レートで、取得原価で測定される外貨建非貨幣性資産負債は、取得日の為替レートで、それぞれ機能通貨に換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は連結純損益計算書上、金融収益及び費用として認識しております。

② 在外営業活動体

日本円以外を機能通貨としている在外営業活動体については、資産及び負債は決算日の為替レート、収益及び費用は取引日の為替レート又はそれに近似する期中平均レート等の為替レートでそれぞれ換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に累積しております。在外営業活動体が処分される場合には、当該在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の損益に振り替えております。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権

19百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額及び減損損失累計額

110,197百万円

(3) 偶発債務

当社グループの連結子会社であるUSLは、米国における医薬品のマーケティングに関して以下の調査対象及び訴訟案件の被告となっております。

① 行政による調査

2017年1月及び2018年5月にそれぞれ米国司法省の刑事局及び民事局が、米国ジェネリック業界に対する広範な調査の一環として、USLのジェネリック製品のマーケティング及び価格決定並びにそれら製品に関する競合相手とのコミュニケーションに関して調査を開始しました。USLはこれらの召喚状の要求に協力しております。

② 民事の反トラスト訴訟

2016年12月以降、USLは、他の多くのジェネリック医薬品企業とともに、特定のジェネリック医薬品に関して価格操作や市場分割があったと主張する申立てに被告として名前が挙がっております。これらの申立ては、州司法長官、ジェネリック医薬品の直接購入者及び間接購入者の暫定的なクラス、クラスからオプトアウトした個々の直接購入者及び間接購入者が原告であり、ジェネリック医薬品の広域係属訴訟として米国ペンシルバニア州東部地区連邦裁判所に移送されております。

当社グループは、当連結会計年度末時点で、上記の調査・訴訟が解決し資源が流出する可能性は高くないと判断していることから、当該調査・訴訟に関する負債を認識しておりません。将来当該調査・訴訟が解決し一定額の支払いが生じる場合、当該申立てに対する資源の流出が生じ、当社グループは損失を認識することになります。

Ⅲ. 連結純損益計算書に関する注記

(1) 日本セグメントの減損損失

日本セグメントの減損損失は、製品に係る無形資産及び仕掛中の研究開発から生じたものです。

製品に係る無形資産については減損の兆候が生じたときに、また仕掛中の研究開発については年次でそれぞれ減損テストを実施しております。回収可能価額は個別資産の使用価値に基づいており、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く形で算定されます。当連結会計年度末における割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎としており4.7%となっております。将来キャッシュ・フローには、将来の販売価格及び数量の変動、原価、シェアを維持するために必要な将来の支出、及び規制当局による承認など、様々な仮定が含まれます。経営者は、当該仮定を過去の経験に基づき評価し、市場環境の変化や競争による販売減少等を考慮した予算及び経営計画を通じて見直しております。これらの仮定に変更が生じると、減損損失の額に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において認識された減損損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

製品に係る無形資産	仕掛中の研究開発	合計
210	3,253	3,463

製品に係る無形資産の減損損失は、薬価改定の影響等により収益性が悪化したことによるものであります。また、仕掛中の研究開発の減損損失は、開発の中止及び市場環境の変化や競争による収益性の悪化が見込まれたことによるものです。上記減損損失は、連結純損益計算書の研究開発費に含まれております。

(2) 米国セグメントの減損損失（戻入れ）

米国セグメントでは、過去の期間に減損損失を認識した一部の製品に係る無形資産に関して、販促活動の効率化による費用削減や他社への翌連結会計年度中の譲渡など、価値の最大化を検討しております。当社グループは、当該品目について、売却目的で保有する非流動資産に該当すると判断し、譲渡した場合の回収可能価額を見積もり、過去の期間に認識された減損損失の一部を戻入れております。

回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値（レベル3の公正価値に区分）で評価されており、最も可能性の高い譲渡金額を基礎としております。経営者は、当該公正価値を合理的なものと考えておりますが、譲渡には不確実性が存在し、経営者による判断が公正価値評価に重要な影響を及ぼします。

当連結会計年度において認識された減損損失の戻入額及び連結純損益計算書に含まれる表示科目は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

製品に係る無形資産	連結純損益計算書に含まれる表示科目
1,626	販売費及び一般管理費（控除）

IV. 連結持分変動計算書に関する注記

1. その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

	新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動	在外営業活動体の換算差額	合計
期首残高	245	1,918	5,525	7,688
その他の包括利益	—	345	4,113	4,457
当期包括利益合計	—	345	4,113	4,457
株式報酬取引	145	—	—	145
所有者との取引額合計	145	—	—	145
期末残高	390	2,263	9,637	12,289

2. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	43,791,339	—	—	43,791,339

3. 自己株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	336	—	—	336

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,846	65	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	2,846	65	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	2,846	65	2023年3月31日	2023年6月28日

5. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

114,800株

V. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、日本事業及び米国事業の2つのセグメントにおいてジェネリック医薬品を卸売業者、販売会社及び小売業者等の顧客に販売することで収益を認識しております。製品及び商品の販売に係る収益は、製品及び商品に係る支配が顧客に移転した時点で認識されます。一定期間にわたり収益を認識する顧客との契約はありません。

当社グループの当連結会計年度における薬効別売上収益とセグメント売上収益との関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

薬効別分類	日本事業	米国事業	合計
循環器官用薬	38,983	10,151	49,135
中枢神経系用薬	23,019	19,128	42,147
消化器官用薬	18,198	159	18,357
血液・体液用薬	16,448	—	16,448
その他の代謝性医薬品	15,827	—	15,827
抗生物質製剤	7,710	323	8,033
ビタミン剤	7,426	0	7,426
アレルギー用薬	6,522	—	6,522
泌尿生殖器官及び肛門用薬	5,363	670	6,033
腫瘍用薬	5,125	537	5,662
呼吸器官用薬	5,236	0	5,236
その他	13,846	5,673	19,520
合計	163,702	36,642	200,344

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計方針に関する事項 (4) 収益の認識基準」に記載のとおりであります。

3. 契約残高

報告期間の末日に顧客から受領した前受金及び未実行の履行義務はないことから、当社グループは契約負債を認識しておりません。また当社グループは、特定の顧客へ当社製品を販売する際、当該顧客がその取引先に販売するという条件を満たす時点で対価を受け取ることがあります。当該対価を契約資産として計上しており、当該顧客がその取引先に販売した時点で契約資産から売上債権に振替えております。

報告期間の末日において、連結財政状態計算書の「売上債権及びその他の債権」に含まれる売上債権及び契約資産の残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	合計
売上債権	62,011
契約資産	439

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)にさらされております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を履行しないことにより損失を被るリスクをいい、主として当社グループの売上債権及び契約資産から生じます。

当社グループでは、新規顧客の信用力を個別に又は一定の顧客グループに区別して調査するという管理方針を採用しております。さらに、顧客の信用力は継続的にモニターされ、当社グループの信用リスク管理方針に従い、予想信用損失引当金の評価に反映しております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクとは、支払期日に支払うという金融負債の義務を当社グループが履行できないリスクであります。当社グループは資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金の流動性リスクの低減を図っております。

③ 市場リスク管理

市場リスクとは、為替、金利及び株価といった市場価格の変動リスクであり、当社グループの収益又は保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲内に管理しながら、リターンを最大化することにあります。

(1) 為替リスク

外貨建ての仕入債務（主として米ドル建て）について為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、リスク管理方針に基づき米ドル建ての外貨預金を活用することにより為替リスクのエクスポージャーをヘッジしております。

(2) 金利リスク

長期借入金の金利は、支払金利の変動リスクを避ける目的での固定金利調達を主としておりますが、現状の低金利環境を勘案して一部は変動金利での調達としております。

(3) 株価変動リスク

当社グループは特定の会社の株式を保有しており、市場価格リスクに晒されております。当該株式は、顧客又は他の取引先との関係を考慮し、経営戦略の一環として取得されたものです。当社グループは、戦略面及び財務面の観点から保有の合理性を取締役会で定期的に検証し、株式保有を必要最小限にしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の算定方法

(i) 株式

市場性のある株式の公正価値は市場価格を用いて測定しております。活発な市場が存在しない株式は、純資産価額や当該投資先が保有する主要な資産等の定量的な情報を総合的に考慮した適切な方法により、公正価値を測定しております。

(ii) 借入金

これらの公正価値は、元利金の合計額について同様の新規資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 公正価値の階層(公正価値ヒエラルキー)

公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析した表は、次のとおりであります。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格(調整前の価格)

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の、資産・負債について直接的(すなわち価格として)又は間接的(すなわち価格に起因して)に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット(観察不能なインプット)

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品は、以下の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
借入金	73,133	73,351
合計	73,133	73,351

上記以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

なお、借入金の公正価値のレベルはレベル2であります。

連結財政状態計算書において公正価値で認識されている金融商品のレベル別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品 株式	5,612	—	1,862	7,474
合計	5,612	—	1,862	7,474

レベル間の振替が行われた金融商品はありません。

Ⅶ. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 4,604円67銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 289円25銭 |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,404	流動負債	847
現金及び預金	1,103	未払費用	558
前払費用	9	未払法人税等	23
短期貸付	31	賞与引当金	35
未収入金	5,000	役員賞与引当金	160
未収還付法人税等	881	その他の	55
その他	1,381	固定負債	15
固定資産	179,905	長期借入金	9,500
無形固定資産	17	負債合計	10,347
ソフトウェア	16	(純資産の部)	
その他	1	株主資本	177,498
投資その他の資産	179,888	資本金	10,000
投資有価証券	316	資本剰余金	163,400
関係会社株	169,415	資本準備金	10,000
長期貸付	10,000	その他資本剰余金	153,400
繰延税金資産	157	利益剰余金	4,100
その他	0	その他利益剰余金	4,100
		繰越利益剰余金	4,100
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	73
		その他有価証券評価差額金	73
		新株予約権	390
資産合計	188,309	純資産合計	177,962
		負債及び純資産合計	188,309

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料 収 入	1,672	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	7,007	
業 務 受 託 料 収 入	447	9,125
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,259	2,259
営 業 利 益		6,866
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43	
そ の 他	1	43
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
そ の 他	0	54
経 常 利 益		6,854
税 引 前 当 期 純 利 益		6,854
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	97	
法 人 税 等 調 整 額	△189	△92
当 期 純 利 益		6,947

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,000	10,000	189,358	199,358	△33,112	△33,112
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△2,846	△2,846	△2,846	△2,846
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替			△33,112	△33,112	33,112	33,112
当 期 純 利 益					6,947	6,947
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△35,959	△35,959	37,213	37,213
当 期 末 残 高	10,000	10,000	153,400	163,400	4,100	4,100

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2	176,244	79	79	246	176,569
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△5,693				△5,693
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替		—				—
当 期 純 利 益		6,947				6,947
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△6	△6	145	139
当 期 変 動 額 合 計	—	1,254	△6	△6	145	1,393
当 期 末 残 高	△2	177,498	73	73	390	177,962

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料及び関係会社受取配当金となります。

経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営に関する指導、助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、指導、助言等を受けた当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の利益に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

子会社業務の受託にかかる契約については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたって収益を計上しております。

関係会社受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	5,876 百万円
長期金銭債権	10,000 百万円
短期金銭債務	441 百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	9,125百万円
営業費用	88百万円
営業取引以外の取引高	54百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普通株式	336	—	—	336

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	12,301	百万円
株式報酬費用	95	
減価償却超過額	77	
賞与引当金	49	
その他	14	
繰延税金資産小計	12,535	
評価性引当額	△12,346	
繰延税金資産合計	189	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△32	百万円
繰延税金負債合計	△32	
繰延税金資産の純額	157	

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	沢井製薬株式会社	直接 100.0	経営指導 不動産賃借 役員の兼任 業務受託 資金の借入	経営指導	1,604	未収入金	414
				業務受託	447	未収入金	41
				資金の借入	10,000	短期借入金	－
				利息の支払	11	未払利息	－
子会社	トラストファーマテック株式会社	直接 100.0	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	5,000	短期貸付金	5,000
					－	長期貸付金	10,000
				利息の受取	42	その他流動資産(未収収益)	31

- (注) 1. 当社はグループの経営効率向上のために経営管理にかかる役務及び便益を提供しております。経営指導料等については、当社の経営指導運営コストを基礎として両者協議の上、一定の料率を決定しております。
2. 当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書」に基づき、資金繰支援を目的として資金の貸付及び借入を行っております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払及び受取を行っております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,054円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 158円64銭 |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

サワイグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大槻 櫻子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サワイグループホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上